

公募型プロポーザル方式に基づく茨城県立医療大学附属病院売店及び入院セット提供業務運営事業者選定について、次のとおり公告する。

令和3年11月16日

茨城県立医療大学長 松村 明

1. 事業概要

(1) 事業名

茨城県立医療大学附属病院売店及び入院セット提供業務運営事業

(2) 事業内容

売店及び入院セット提供業務

詳細、「茨城県立医療大学附属病院売店及び入院セット提供業務運営事業仕様書」のとおり。

(3) 事業期間

令和4年4月1日以降の行政財産使用許可の日から令和5年3月31日

事業期間終了後は、茨城県公有財産事務取扱規則（昭和39年茨城県規則第21号）で定める公有財産借用申請書を提出し、許可を受けることにより、当該行政財産の使用は可能とし、再申請を妨げない。

(4) 担当部局

茨城県立医療大学附属病院 病院管理課 会計担当

〒300-0331 茨城県稲敷郡阿見町阿見4733番地

電話：029-888-9200 FAX：029-840-2418

E-mail：kanri-kaikei@ami.ipu.ac.jp

2. 参加資格要件

(1) 参加者の構成等

公募に参加する者の構成等については、次のとおりとする。

ア. 参加者は、売店運営及び入院セット提供業務を行う単体の法人とする。

イ. 参加者以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者（以下「協力者」とする）がある場合は、参加者は、参加資格確認申請時において、協力者を指定し、明記すること。ただし、売店運営については、参加者が直接運営すること。また、参加者は、他の参加者の協力者として応募することはできないものとする。

ウ. 参加資格確認申請以降は、協力者の変更を認めない。ただし、本学がやむを得ないと認めた場合に限り、協力者の変更を認めるものとする。この場合であっても、参加者の変更は認めない。

(2) 参加者の資格要件

公募に参加する者及び協力者は、以下の全ての要件を満たすこと。

- ア. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- イ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ウ. 使用許可期間中、本事業を安定かつ継続して運営することができる法人であること。
- エ. 売店の運営にあたり、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）等関係法令等に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、運営開始までに確実に取得できる者であること。
なお、協力者がある場合は、当該協力者についても分担する業務に応じて必要な許認可等（届出を含む）を運営開始までに確実に取得できる者であること。
- オ. 過去 3 年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていない者であること。
- カ. 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 条）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。
- キ. 国税又は地方税を滞納していない者であること。

4. 公募関係資料の交付期間、場所及び方法

(1) 交付期間

令和 3 年 11 月 16 日（火）から令和 3 年 12 月 6 日（月）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。

(2) 交付場所

茨城県立医療大学附属病院 病院管理課 会計担当

〒300-0331 茨城県稲敷郡阿見町阿見 4733 番地

(3) 交付方法

上記（2）における直接交付又は本学ホームページ（URL <https://www.ipu.ac.jp/>）及び本学附属病院ホームページ（URL <https://www.hosp.ipu.ac.jp/>）からのダウンロードとする。なお、直接交付を希望する場合は、1（4）の担当部局あて事前に連絡すること。

5. 売店見学会

売店運営場所の見学を希望する者は、1（4）の担当部局に事前に申し込むこと。

- (1) 申込期間：令和 3 年 11 月 25 日までの見学希望日の前日まで。
- (2) 見学期間：令和 3 年 11 月 17 日（水）～令和 3 年 11 月 25 日（木）

茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

6. 質問の受付

(1) 質問方法

説明書及び仕様書の内容に関する質問については、質問票(説明書様式第3号)を用い、持参、メール又はファクシミリにより1(4)の担当部局あて提出すること。

なお、メール又はファクシミリにより送信したときは、電話で到達を確認すること。

(2) 質問期間

令和3年11月16日(火)から令和3年11月25日(木)午後5時まで
茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

(3) 回答方法

令和3年11月30日(火)午後5時までにメール又はファクシミリにより回答する。

7. 参加手続き

公募に参加する者は、以下書類をそれぞれ指定する期日までに1(4)の担当部局宛て持参又は郵送(送付記録が残るものに限る)により提出(必着)すること。

(1) 参加資格確認申請関係提出書類(提出期限:令和3年12月2日(木)午前11時必着)

ア. 参加資格確認申請書 1部(説明書様式第1号)

協力者がある場合は、(説明書様式第1号の2)及び(説明書様式第1号の3)を使用すること。

イ. 会社概要(パンフレット等) 1部

ウ. 登記事項証明書の写し(申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限る)

エ. 財務諸表(直近事業年度単独決算の貸借対照表、損益計算書等経営実績が分かるもの)

オ. 直近の納税証明書(申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限る)

① 県税納税証明書

全ての税目で未納がない証明(ただし、本県に納税義務がない場合、本店(支店名で応募する場合は支店)が所在する都道府県の納税証明書を添付すること。

② 国税納税証明書

消費税及び地方消費税について未納がない証明。

(2) 企画提案書関係提出書類(提出期限:令和3年12月6日(月)午前11時必着)

以下書類一式(パンフレット等添付書類を含む)を正本1部、副本15部(コピー可)提出すること。

ア. 運営事業者公募に係る企画提案書(説明書様式第2号)

※様式第2号に添える、企画提案書は、8(2)の審査項目を踏まえて作成すること。

なお、企画提案書の様式は自由とする。

(3) 参加資格要件の確認等

令和3年12月8日(水)午後5時までに、2に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、参加者宛て、参加資格審査結果通知を送付する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8. 審査方法及び審査項目

(1) 審査方法

本学内に設置した審査委員会において、提出された企画提案書を踏まえた対面審査により決定する。

ア. 日 時 令和3年12月10日(金)～令和3年12月16日(木)の期間中、
本学が指定する日時

イ. 場 所 茨城県立医療大学付属病院

ウ. 説明時間 15分以内(説明終了後、10分以内の質疑を予定)

エ. 留意事項 説明は、先に提出した企画提案書に基づいて行うこと。

(2) 審査項目

企画提案の審査項目は以下のとおりである。なお、企画提案書に以下の審査項目について審査するための情報がない又は不足しており、対面審査における質疑応答によってもなお補完できない場合は、当該項目については最低の点数とする。

審査項目		審査基準
(1)	運営体制 (45点)	運営開始までの実現可能な準備体制及びスケジュールが示されているか
		運営開始後の現場責任者の配置・従業員の人数・勤務シフト・従業員の教育方針が適正か
		入院セット提供業務について、利用者の申込み手続きから、集配業務、在庫管理、集金に至るまで、運営体制が十分確率されているか
(2)	利便性 (30点)	売店及び入院セット提供業務の営業時間・取扱商品・サービスが、利用者の利便性向上に寄与するものとなっているか
		提供する入院セット提供業務のセット内容が利便性に優れた内容となっており、提供価格(税込日額)は適正か ※アイテムについて、メーカー・種類・シーズン別等の選択が可能な場合は、当該選択肢を提示すること

(3)	安全体制 (10点)	衛生管理、災害等発生時に対する危機管理、個人情報管理体制が具体的に示されているか
		利用者からの苦情・要望などへの体制が具体的に示されているか
(4)	本学職員の負担 (10点)	本学職員が入院セット提供業務に関わる部分について明示されているか、当該負担軽減に係る対応はなされているか
(5)	独自性 (5点)	利用者の利便性又は本学職員の負担軽減に繋がる独自サービス、独自システム、売店商品・入院セット構成品目の強み等、他の運営事業者と比較して優位な点はあるか

9. 選定結果の通知

選定結果は、令和3年12月20日(月)を目途に、参加者宛て通知する。

10. 選定後の手続き

選定された者は、行政財産の使用の許可を受けるため、茨城県公有財産事務取扱規則(昭和39年茨城県規則第21号)で定める公有財産借用申請書を提出する。

11. その他

選定された者は、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

参加者又は選定された者が本件参加に関して要した費用は、すべて参加者又は選定された者が負担するものとする。